

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分したので、これを報告する。

専決処分第 5 号

専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成24年 7 月24日

幕別町長 岡田 和夫

損害賠償の額の決定及び和解について

幕別町は、次により損害を賠償し、和解するものとする。

1 理由

平成24年 6 月27日午前10時05分頃、足寄郡足寄町常盤 3 番地、北海道立足寄少年自然の家（ネイパル足寄）駐車場において、幕別町立札内中学校 2 年生の宿泊学習を引率していた教員が幕別町のコンテナ車を移動するため後方発進した際、誤って後方に駐車中の相手方車両右側前部に公用車車両の右側後部が接触し、損傷を与える事故が発生したことから、これに対する物的損害の過失割合により相殺計算した額を相手方に賠償し、和解するものである。

2 損害賠償額 83,212 円

3 損害賠償及び和解の相手方

広尾郡広尾町西4条7丁目1番地

広尾町 広尾町長 村瀬 優

4 損害賠償及び和解の内容

損害賠償として相手方に支払う額は、車両修復費とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないものとする。